

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について（共通事項）

下記のとおり見積りを依頼します。

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

記

- 1 見積案件名 水質検査
- 2 仕様等 別紙仕様書のとおり
- 3 見積書提出期限 令和8年3月4日（水） 17時00分

《留意事項》

- 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2 仕様書に関する問い合わせ先及び見積書の提出先
関東管区警察学校庶務部会計課管財営繕係
〒187-8580 東京都小平市喜平町2-5-1
電話番号 042-321-3448（直通）
mail kanto.RPS.kaikeika@npa.go.jp
※参加を希望する場合及び問い合わせをする場合は、「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。
※直接来庁される場合は、事前に来庁日時を連絡していただいた後、来庁いただくようお願いいたします。
※見積書は、持参、郵送、メールを問わず、締切日時を必着とし、郵送される場合は必ず封筒の表に「〇〇の見積書在中」と記載して下さい。
- 3 契約の相手方及び契約金額について
提出された有効な見積書の内、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方とします。
見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。
契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。
- 4 見積り合わせの結果について
契約の相手方と決定した事業者には関東管区警察学校庶務部会計課から連絡します。
見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えします。
- 5 契約書等作成の要否について
会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書を作成していただきます。
(契約金額によっては作成を省略する場合があります。)

6 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記3において、同価の見積りが2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (5) 少額調達案件には、役務も含まれます。

【見積書必須事項】

* 様式は問いません。

見積書

作成日の記載

令和**年**月**日

宛名は、下記のとおり
(課名等の記載は不要。)

関東管区警察学校 御中

〇〇〇〇株式会社 社印
 代表取締役 〇〇〇〇 代表者印
 東京都小平市〇〇町1-2-3
 TEL 03-1234-1234 (代表)

持参・郵送の場合
(必須)
社名、代表者名、
代表社印

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇
 東京都小平市〇〇町1-2-3
 TEL 03-1234-1234 (代表)
 担当 〇〇〇〇
 TEL 03-1234-4321

メールの場合
(必須)
社名、代表者名、
担当者氏名、連絡先

*メールの場合、押印は不要ですが、担当者の氏名、連絡先の明記が必須となります。

見積書の提出は

- ・持参
- ・郵送
- ・メール

で可能です。

提出方法により
必須となるものが
異なりますので
ご注意ください。

品名	規格	数量	単価	金額
□□□□	* * *	1 個		
△△△費		1 式		

- ・ 仕様書に記載される内容に、諸経費等必要な費用を計上して記載すること。
- ・ 別添「見積内容」等を参照にしてください。

- ・ 見積書の枚数が複数ある場合は、前後の書面に割り印を押印。(郵送・直接)
- ・ // 数字を記載 (例: 1/3, 2/3, 3/3) (メール)

小計

消費税

合計

合計(総合計)は、消費税込みの価格でお願いします。

消費税は「円未満切り捨て」でお願いします。

仕 様 書

1 作業件名

水質検査 1式

2 作業場所

東京都小平市喜平町2丁目5番1号

関東管区警察学校 本館・教場棟、給水所、変電ポンプ室、炊食浴棟

3 作業概要

水道法第20条（水質検査）及び水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査）に基づく校内水質検査の委託を行う。

4 一般事項

- (1) 作業は、本仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。)により発注者の指示、監督を受けて実施するほか、関係法令、基準等に定めがあるものについては、これに基づいて実施すること。
- (2) 本作業については、他の業者に再委託させてはならない。ただし、やむを得ず再委託させるときは、その再委託先の商号又は名称、契約内容、秘密保全の手段等必要な事項を記した書面を添え、発注者の許可を受けるものとする。
- (3) 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、業務方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 受注者は、作業委託を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の満了後及び解除後においても同様とする。
- (6) 受注者は、作業の実施に先立って責任者を現場に派遣し、発注者の指示に従って連絡その他作業の実施に関する一切の事項を処理させなければならない。
- (7) 受注者は、受注後速やかに発注者の指定する書類を提出し、発注者と協議の上、安全に作業を行うこと。
- (8) 作業は、警察施設や他の施設等に支障を与えないように実施し、そのおそれがあるときはあらかじめ発注者の指示を受けること。
- (9) 受注者は、作業の実施に先立ち、各作業場所ごとの作業実施方法について発注者の承認を得ること。
- (10) 受注者は、当日の作業予定を作業実施前に、進捗状況を作業終了後に発注者に報告すること。
- (11) 作業は、仕様書等に明記されていない事項についても、その性質上、本作業の目的を達成する上で欠かせないものについては、受注者の負担において実施すること。
- (12) 作業実施中、発注者及び第三者に及ぼした傷害、既設品の損傷等は全て受注者において補償すること。
- (13) 作業時間は、原則として官庁執務時間に準じること。なお、当該執務時間以外に作業を実施する場合は、事前に発注者の承認を受けること。
- (14) 作業の着手、実施及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行うこと。
届出手続等を行うに当たり届出内容について、あらかじめ発注者に報告すること。

- (15) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等は受注者の負担とする。
- (16) 仕様書等の解釈について疑義を生じたときは、すみやかに発注者に連絡して指示を受けること。
- (17) 作業に要する機材等は、全て受注者において準備すること。
- (18) 容易に明視できない部分を作業する場合は、発注者立会いのもと実施すること。
- (19) 作業中は、発注者の指示により、学校運営等に支障が無いよう実施すること。
- (20) 作業中に発生した廃材は、全て受注者側で処分とすること。
- (21) 作業完了後、貸与した図面等については、返納すること。
- (22) ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について、関係法令の定めるところに従い、処置すること。
- (23) 受注者は、作業実施に当たり適切な安全対策を施し、事故の無いように安全管理に万全の注意を払うこと。また、校内及び周辺道路の通行者及び車両等に十分注意し、通行人の安全確保等措置をした上で作業を行うこと。
- (24) 本作業実施にあたり、道路並びに道路付属物及び占用物件等に損傷を与えないよう注意すること。
- (25) 本作業における労働災害に適用する保険については、受注者が負担する保険とする。
- (26) 天災発生等緊急事態が発生した場合には、発注者の指示に従い、適切な対応をすること。また、事故発生時及び作業場所近隣の住民等から苦情・意見等があった場合は速やかに発注者へ報告するとともに、受注者として誠実な対応をすること。
- (27) 本作業に及ぼす事故等が発生した場合には、応急措置及び二次災害防止措置を講じるとともに発生の原因及び経過、事故による損害等の内容について直ちに発注者に報告すること。

特記仕様書

1 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 検査項目

(1) 11項目（月1回）

採取場所 本館・教場棟3階 1検体

(2) 41項目（3ヶ月に1回）

採取場所 本館・教場棟3階 1検体

(3) 原水40項目（年1回）

採取場所 給水所 1検体

変電ポンプ室 1検体

(4) 浴槽水4項目（年4回）

採取場所 炊食浴棟男子大浴槽 1検体

中浴槽 1検体

小浴槽 1検体

女子浴槽 1検体

3 実施要領

(1) 本検査は、「水道法」、「同法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び東京都福祉保健局の「専用水道の管理」の定めによること。

(2) 水質検査が水質基準に関する省令等で定める基準値に適合することを確認すること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めた場合はその都度臨時に必要な項目について水質検査を行うこと。ただし、検査料金については別途協議するものとする。

(4) 水質検査途中でも基準値を超える項目を発見次第、発注者に結果数値を至急報告すること。

4 成果物の提出

作業の都度、毎月末までに水質検査成績書を発注者宛に1部提出すること。

5 その他

(1) 作業員を雇用し配置する際には、労働条件等において、労働基準法、最低賃金法、雇用保険法、その他関係諸法規を遵守し、労働管理について細心の注意を払うこと。

(2) 検査実施項目の内容については、別紙1「水質基準に関する省令」のとおりとする。

(3) 月別の検査実施項目は、別紙2「水質検査計画表」のとおりとする。

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）
（令和7年6月30日一部改正、令和8年4月1日施行）

水質検査 11項目（月1回測定）	
項 目	基 準 値
1. 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下
2. 大腸菌	検出されないこと
39. 塩化物イオン	200mg/L以下
43. ジェオスミン	0.00001mg/L以下
44. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
47. 有機物 （全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/L以下
48. pH値	5.8以上8.6以下
49. 味	異常でないこと
50. 臭気	異常でないこと
51. 色度	5度以下
52. 濁度	2度以下

水質検査 41項目（3か月に1回測定/5月, 8月, 11月, 2月）			
項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
3. カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/L以下	24. クロロホルム	0.06mg/L以下
4. 水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/L以下	25. ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
5. セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/L以下	26. ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下
		27. 臭素酸	0.01mg/L以下
6. 鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下	28. 総トリハロメタン	0.1mg/L以下
		29. トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
7. ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下	30. プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
8. 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.02mg/L以下	31. プロモホルム	0.09mg/L以下
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	32. ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	シヤンの量に関して0.01mg/L以下	33. 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/L以下
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		
12. フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下	34. アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/L以下
13. ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	35. 鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下
		36. 銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下
14. 四塩化炭素	0.002mg/L以下	37. ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200mg/L以下
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	38. マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下
16. シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	40. カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
		41. 蒸発残留物	500mg/L以下
17. ジクロロメタン	0.02mg/L以下	42. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	45. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
20. ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	0.00005mg/L以下	46. フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L以下
21. ベンゼン	0.01mg/L以下		
22. 塩素酸	0.6 mg/L以下		
23. クロロ酢酸	0.02mg/L以下		

水質検査 原水40項目 (年1回測定/8月)			
項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
1. 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	33. 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/L以下
2. 大腸菌	検出されないこと	34. アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/L以下
3. カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/L以下	35. 鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下
4. 水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下	36. 銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下
5. セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下	37. ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下
6. 鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下	38. マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下
7. ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下	39. 塩化物イオン	200mg/L以下
8. 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.02mg/L以下	40. カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	41. 蒸発残留物	500mg/L以下
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/L以下	42. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	43. ジェオスミン	0.00001mg/L以下
12. フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下	44. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
13. ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	45. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
14. 四塩化炭素	0.002mg/L以下	46. フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	47. 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	48. pH値	5.8以上8.6以下
17. ジクロロメタン	0.02mg/L以下	50. 臭気	異常でないこと
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	51. 色度	5度以下
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	52. 濁度	2度以下
20. ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸 (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA))	0.00005mg/L以下		
21. ベンゼン	0.01mg/L以下		

水質検査 浴槽水 4項目 (年4回測定/5月, 8月, 11月, 2月)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
(ア)濁度	5度以下		
(イ)過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L以下		
(ウ)大腸菌群	1個/mL以下		
(エ)レジオネラ属菌	10CFU/100ml未満		

水質検査計画表（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

番号	項目/実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1	11項目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	41項目		○			○			○			○		
3	原水40項目					○								
4	浴槽水4項目		○			○			○			○		